

# 支援教育部ニュース2018

## No.2

2018年 7月11日 発行：大阪府立八尾支援学校 支援教育部

### ～支援グッズの紹介～

本校が所有している支援グッズを紹介しています。第1職員室の支援教育部ロッカーにて保管しています。貸出を希望される方は、ロッカー内の貸出票に必要事項を記入後、使用してください。

#### 教師用

グッズ	内容
【DVD】 自閉症の人が求める支援＜全3巻＞	1. 基本編 基礎からわかる構造化 2. 実技編 構造化と再構造化のしかた 3. 実践編 自立のための構造化
【DVD】 LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と支援 ＜全5巻＞	1. 気づきと理解 2. ソーシャルスキルトレーニング 3. 読むこと・書くことに困難のある子どもへの理解 4. 聞く・話す・算数に困難のある子どもへの理解と支援 5. 行動・対人関係の困難への支援
【ソフト】 ボードメーカー	コミュニケーション用の絵（シンボル）を集めたソフト。 絵カードだけではなく、教室表示などにも使えます。
【ソフト】 ピクトプリント	PICシンボル2366個、JISシンボル313個を搭載。 シンボルごとの抽出、カテゴリー検索、名称検索などにより、必要なシンボルを簡単に検索することができます。

#### 生徒用

グッズ	内容
タイムタイマー 大・小	市販のデジタル時計やアナログ時計とは異なり、時計針の位置の確認や数字の確認を行う必要なく、あとどのくらい時間が残っているかを見ることができます。
表情カード	45の表情を一枚ずつカードに両面印刷してあります。表面は顔のみ、裏面は顔とその表情に対応する感情を表わす言語が書いてあります。
読み上げペン「サトシくん」	付属のシールを貼った紙をペンでタッチすると、その内容を読み上げる装置。 音声シールには言葉だけでなく、歌や音楽などの情報も録音可能です。
トーキングブリックス	様々な場所に取り付けることができる、簡易なVOCA。録音・再生時間は10秒間です。
SSTカード	学校生活や日常の社会生活に必要な5つのテーマを選び、各々について10のサブテーマを展開して、ソーシャルスキルの基本から応用までを練習できるようになっています。

第1号につづき、今号も、「災害時における障がいのある子どもへの配慮」について、本校に在籍する生徒の多くに関係する内容の、続きの部分を掲載しています。

## 災害時における障がいのある子どもへの配慮（1号からの続き）

### 情緒障害のある子どもへの配慮

---

#### 1 情緒障害のある子どもについて

情緒障害とは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。

情緒が激しく現れることは、一般の子どもや大人にも起こることですが、多くは一過性であり、すぐに消滅するのでほとんど問題にされることはありません。しかし、それが何度も繰り返され、極端な現れ方をして、社会的な不適応状態をきたす場合があります。そのような状態にある子どもについては、特別な教育的対応が必要です。

情緒障害のある子どもは、情緒的な問題により、集団活動や学習活動など学校での社会的な適応が困難な状態にある様々な行動上の問題を有する子どもです。その原因や特性、特別な教育的な配慮や指導の内容の違いから二つのタイプに分けられます。第1のタイプは、発達障害に包括される障害である自閉症及びそれに類するものにより、言語発達の遅れや対人関係の形成が困難であるため、社会的適応が困難な状態にある子ども、第2のタイプは、主として心理的な要因の関与が大きいとされている社会的適応が困難である様々な状態を総称するもので、選択性かん黙、心理的情緒的理由により登校出来ない状態（不登校）、及びその他の状態（多動、常同行動、チックなど）にある子どもです。

#### 2 情緒障害のある子どもへの配慮

ここでは、第2のタイプの選択性かん黙、心理的情緒的理由により登校出来ない状態（不登校）の子どもを中心に説明します。自閉症等については、別途、自閉症の項で説明します。

選択性かん黙等の情緒障害のある子どもは、何らかの心理的な要因により、社会的適応が困難な状態にあります。

##### 〔選択性かん黙（場面かん黙）〕

選択性かん黙とは、一般に、発声器官等に器質的・機能的な障害はないのですが、心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉を出さない状態を示します。したがって、言語を習得し、理解することには特別な障害はないことに留意する必要があります。原因は、一般に、集団に対する恐怖、人間関係のあつれきなどが指摘されています。話さないことだけに注目してしまうと、話をさせようという働きかけが多くなります。そうした働きかけが極度の緊張と萎縮を生じさせ、さらに話すことを難しくしてしまう可能性もあります。故意に話さないのではなく、話そうとしても話せないという視点に立ち、緊張や不安、恐怖心を少しでも軽減するように関わるのが大切です。

災害時においても、基本的には、避難指示や伝えられた災害の状況を理解できますが、子どもから話すことがなくても、その様子に注意深く目を向け、不安な気持ちを汲み取り、適切な行動ができたことを認め励ますなどの配慮が必要です。

##### 〔不登校〕

不登校の要因は様々ですが、情緒障害教育の対象としての不登校は、心理的、情緒的理由により、登校できず家に閉じこもっていたり、家を出ても登校できない状態です。本人は登校しなければならないことを意識しており、登校しようとするができないという社会的不適応になっている状態にあります。

災害時に家庭にいる場合には、家庭での対応が基本になりますが、安否の確認を含め、家庭との連絡を取りながら、他の子どもと同様に指導・支援をすることが必要です。

情緒障害のある子どもは、状態像は異なっていますが、共通に何らかの心理的要因が大きく関与しています。子どもとの信頼関係をつくること、安心できる場所を確保したりや時間を提供したりすることがかかわりの基本になります。

# 複数の障害を併せ有する子どもへの配慮

---

## 1 複数の障害を併せ有する子どもについて

複数の障害を併せ有する子どもの状態や教育的ニーズは多様です。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱等それぞれの障害や状態に対する配慮が基本になります。それに加えて、併せ有する障害の組み合わせによっては、子どもが直面する課題が増大する場合や、新たに特有の課題が生じたりすることがあります。

複数の障害を併せ有する場合、生活や学習場面全般に渡って介助を必要とする子どもが少なくありません。また、個々の複雑なニーズに対応するために、家族をはじめ、医療関連や福祉関連機関とのより緊密な連携が必要となります。災害時においては、個々の子どもの複雑なニーズに対応した配慮や支援が、普段と異なる場所で、普段と異なる支援者によって行われることがあるため、注意が必要です。

## 2 複数の障害を併せ有する子どもへの配慮

複数の障害を併せ有する場合の個々のニーズやそれに対応する配慮事項は様々ですが、ここでは、それぞれの子どものニーズや対応する支援を考える視点を掲げます。言葉によるコミュニケーションが難しく、生活面での全般的な介助が必要な子どもについては、日ごろ行っている支援の情報を普段と違う介助者にも的確に伝えられるように、あらかじめ「サポートブック」などに整理しておくことが、災害時に役立ちます。

### 1) 健康面・生活面での配慮

体温調節が難しい、呼吸状態への注意が必要、体調が変化しやすく疲れやすい、てんかんの発作があるなど、健康面での様々な配慮が必要な子ども、また、服薬や医療的ケア（たんの吸引、経管栄養など）を必要とする子どもがいます。食事（食形態、介助の仕方など）、排泄、入浴などについては、配慮事項が個々に異なります。緊急時においても、適切な支援ができるように、日ごろ行っている健康面・生活面での配慮について、保護者、医師、看護師と確認し、必要物品を非常時用に備えておくことも役立ちます。

### (2) 情報保障面での配慮

視覚障害を伴う場合は視覚を通しての情報が、また、聴覚障害を伴う場合は聴覚を通しての情報が不十分となり、さらに、肢体不自由や知的障害を伴うと情報を収集・整理することがより困難になります。子どもは慣れた環境で、よく知っている人となじみの活動を行う時は、様々な手がかりによって身の回りで起こっていることの情報を得やすく安心してすることができます。しかしながら、災害時には普段と異なる環境で、様々な人が関わる場合があるため、子どもが混乱し不安になります。「なに」、「どこ」、「だれ」という情報を、その子どもにわかる方法で伝え、安心して状況を整えることが大切です。

### (3) コミュニケーション面での配慮

コミュニケーションの手段は、子ども一人一人異なります。特に、言葉によるコミュニケーションが難しい子どもについては、子どもに伝えるときの手段（ゆっくり唇の動きを見せて話す、実物を見せる、身振り、手話、絵カードなど）、子どもが伝えたいときの手段（表情・視線・身振りなどの意味、実物、絵カードなど）を確認し、整理しておくことが必要です。

### (4) 姿勢と移動について

複数の障害を併せ有する子どもの中には、姿勢を整えたり移動したりすることに介助や見守りが必要な子どもが少なくありません。姿勢と移動については、「肢体不自由のある子どもへの配慮」の項を参照して下さい。

# 肢体不自由のある子どもへの配慮

---

## 1 肢体不自由のある子どもについて

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。肢体不自由といっても、その状態は不自由な部位や程度により様々です。右手や右半身だけの、あるいは両足の、さらには全身の運動・動作が不自由という場合があります。また、その程度も、日常生活にさほど困難を感じない者、松葉つえや車いす等の補装具を必要とする者、さらには多くの活動に介助を必要とする者など多岐にわたっています。

肢体不自由のある子どもへの対応をする際には、身体の運動・動作の困難さだけでなく、併せ有する他の障害による困難さへの配慮もきわめて大切です。

## 2 肢体不自由のある子どもへの配慮

### (1) 身体面の問題への配慮

姿勢を整えたり移動したりする際に、介助や見守りが必要な子どもが少なくありません。寝返りや座位での移動など自分で動くことが可能な場合には、安全面への配慮が必要です。段差などは、車いすの移動を妨げるだけでなく、歩行が不安定な子どもにとっては、思わぬ転倒事故の原因となります。また、着替えなどをする場合にも、他の子どもより広いスペースを使うこと、時間がかかることなどへの配慮が必要です。

また、肢体不自由のある子どもは、体調が変化しやすいことがあります。そのため、災害後の避難生活などでは、子どもの健康状態に十分留意することが必要です。「普段なら風邪ですむところが、あっという間に肺炎にまで進んでしまった。」ということがないように、日常以上の健康観察が大切です。

さらに、自分で身体を動かすことが困難な場合、子どもにとって楽な姿勢や移動の際の介助方法を確認しておきます。車いす上やベッド上に長時間同じ姿勢でいると、床ずれを起こしてしまうことがあります。痛みや不快感などが続くことがないように対応することが大切です。

### (2) 心理・行動面の問題への配慮

環境の変化に伴い、「自分でできていたことができなくなる」場面が多くなることで、ストレスや不安が高じてきます。そうしたことから、極端に消極的になったり、依頼心が増す場合があります。「自分でできる環境」を可能な限り整えてあげ、時間がかかっても「見守る」ことも大切です。できないことを介助する際も、本人の意思を確かめて、本人のペースを尊重しながら必要な援助をするように心がけましょう。

### (3) 日常生活における基本的な動作への配慮

#### ① 食事

肢体不自由のある子どもは、食事にも配慮が必要な場合が少なくありません。「刻み食」や「おかゆ」など食べられる食形態を用意することが必要です。

また、自分の使いやすいスプーンやお皿などの食器を用意することで、自分で食べることができるようになり、それが心理的な安定にもつながります。

#### ② トイレ

車いすでもトイレまでの移動がしやすいこと、洋式便器で手すりなどがあり安定して安全に排泄ができる環境が必要です。また、おむつやしびん等を使用する場合でも、プライバシーが十分に保たれるように配慮することが必要です。

#### ③ 入浴

避難所等の生活で、介助が必要な場合、同性の家族がいないと、例えば「男子を女性用のお風呂に入れることができずに困る。」というようなことが想定されます。同性の介助者を確保するなどプライバシーを保てるように配慮することが必要です。

引用：独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (National Institute of Special Needs Education) HP

\*「障害」という表記は、最近では、「障がい」となりつつありますが、そのままにしています。

[http://nc.nise.go.jp/report\\_material/disaster/consideration](http://nc.nise.go.jp/report_material/disaster/consideration)